

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年7月3日 05時30分ごろ
発生場所	山口県宇部市丸尾港南東方沖 丸尾港防波堤灯台から真方位155° 3.2海里付近 (概位 北緯33° 55.3′ 東経131° 23.0′)
事故の概要	漁船宏運丸は、北西進中、錨泊中の油タンカー昭建丸に衝突した。
事故調査の経過	平成29年7月13日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油タンカー 昭建丸、3,785トン 140248、昭和日タン株式会社 B 漁船 宏運丸、4.4トン YG3-48885（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 右舷船尾部外板に擦過傷 B 船首部外板に割損、船首部甲板に剝離等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか11人が乗り組み、丸尾港南東方沖において空船の状態黒色球形形象物を掲げて錨泊していた。 船長Aは、船橋で気象情報の確認をしていたところ、衝撃を感じた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、漁を終え、丸尾港に向けて丸尾港南東方沖を約6ノットの対地速力で自動操舵により北西進中、船長Bが、左右を確認し、他船を認めなかったため、周囲に他船はいないものと思い、前部甲板で漁獲物の選別作業を行っていたところ、A船と衝突した。 船長Bは、衝突の衝撃で右肩の打撲等を負った。
分析	A船は、丸尾港南東方沖において黒色球形形象物を掲げて錨泊中、B船が衝突したものと考えられる。 B船は、丸尾港南東方沖を北西進中、船長Bが、前部甲板で漁獲物の選別作業をしていて見張りを行っていなかったことから、前路で錨泊中のA船に気付かず、A船に衝突したものと考えられる。

	<p>船長Bは、左右を確認したところ、他船を認めなかったことから、周囲に他船はいないものと思い、前部甲板で漁獲物の選別作業を行っていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、B船が、丸尾港南東方沖を北西進中、船長Bが、前部甲板で漁獲物の選別作業をしていて見張りを行っていなかったため、前路で錨泊中のA船に気付かず、A船に衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・他のことに没頭することなく、常時適切な見張りを行うこと。